

平塚市長 落合 克宏



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を要請します。

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
平塚市環境基本計画等改定業務委託
- (2) 業務の内容
「平塚市環境基本計画」及び「平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定に関する業務
- (3) 業務の履行期間 委託契約の締結の日から令和 8 年 3 月 25 日までの期間

2 参加資格

次に掲げる資格を参加申込日時点で満たしている事業者であること。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
- (3) 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年平塚市条例第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度、上記（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、上記（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 過去 5 年以内（令和元年度から令和 5 年度）に、地方公共団体等の環境分野の計画策定業務を元請として完了した実績を有していること。

3 企画提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 平塚市環境基本計画等改定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要

領」という。) のとおり

4 企画提案書を特定するための基準

- (1) 平塚市環境基本計画等改定業務委託公募型プロポーザル審査要領のとおり

5 手続等

- (1) 事業実施主管課名

平塚市環境部環境政策課

- (2) プロポーザル説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和6年4月30日から令和6年5月28日午後5時まで

交付場所及び方法 平塚市ウェブページ上からダウンロード

- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和6年5月21日から令和6年5月28日午後5時まで

平塚市環境部環境政策課へ持参又は郵送

- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和6年6月19日午後5時まで

平塚市環境部環境政策課へ持参又は郵送

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによります。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、履行保証保険契約の締結を行った場合若しくは過去10年間に本市、国若しくは他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 平塚市環境部環境政策課

- (6) 企画提案書に関するヒアリングの有無 有

- (7) この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することがあります。

- (8) 詳細は実施要領等によります。

- (9) 虚偽の記載をしたものは、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがあります。